

各事業者様

愛知県の契約事務における押印(会社印、代表者印)の廃止について (2021年1月1日～)

■ 押印が不要となる主な書類

2021年□月□日

見積書

〇〇〇様

愛知県△△市△△
△△△株式会社
代表取締役△△

押印不要

【補足】
押印不要の書類に、
従来どおり押印した
場合も無効にはなり
ません。

2021年□月□日

請求書

〇〇〇様

愛知県△△市△△
△△△株式会社
代表取締役△△

押印不要

【補足】
「注文書兼請求書」
「発注書兼納品確認
書/請求書」も同様に
押印不要となります。

(従来から押印が不要な書類)

2021年□月□日

納品書

〇〇〇様

愛知県△△市△△
△△△株式会社
代表取締役△△

担当:△△

記名必要

■ 引き続き押印が必要な主な書類

2021年□月□日

契約書

愛知県名古屋市△△
愛知県
知事 大村秀章

愛知県△△市△△
△△△株式会社
代表取締役△△

押印必要

(地方自治法第234条第5項)

2021年□月□日

入札書

〇〇〇様

愛知県△△市△△
△△△株式会社
代表取締役△△

押印必要

(愛知県財務規則第152条第6号)

【補足】
電子入札の場合は、従来
どおりICカードによる電
子認証で行います。
紙入札の場合は、従来ど
おり記名押印が必要とな
ります。

ご不明な点は、各案件の契約担当課にお問い合わせください。